

総社市砂川公園指定管理者募集要項

総社市が設置する総社市砂川公園の指定管理者（管理運営を実施する団体）を次のとおり募集します。

1. 対象施設の概要

(1) 名称

総社市砂川公園

(2) 所在地

総社市黒尾792番地

(3) 施設規模

約13ha

(4) 施設概要

① 管理棟	1棟
② 炊事棟	4棟
③ キャンプサイト	82区画
④ シャワー棟	2棟
⑤ 東屋	1棟
⑥ トイレ	4箇所（汲み取り式）
⑦ 多目的広場	3箇所
⑧ ウォータースライダー	2基
⑨ 遊具（ブランコ、ジャングルジム、シーソー）	
⑩ 橋	3箇所
⑪ 駐車場	7箇所 約300台

2. 指定管理期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

3. 指定管理者が行う業務

総社市砂川公園条例（以下「条例」という。）第5条に規定する業務とし、詳細は「総社市砂川公園指定管理者仕様書」で示します。

4. 管理の基準

(1) 休業日及び開所時間

条例第6条別表1に規定するとおり。ただし、指定管理者は管理運営上必要があると認めるときは、市長の承認を得て開所時間等を変更することができます。

(2) 使用許可

条例第7条に規定するとおり。

(3) 利用の制限

条例第8条に規定するとおり。

(4) 関係法令等の遵守

指定管理者は、地方自治法、都市公園法、総社市都市公園条例、総社市個人情報保護条例及びその他関係法令等を遵守するものとします。

5. 指定管理料

指定管理業務に係る費用は、上記に定める指定管理期間をとおして42,000千円以内（消費税、地方消費税その他一切の経費を含む。）とします。

指定管理料の額及び支払いの方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する協定において定めるものとします。

なお、災害等の予期せぬ事態が発生した場合の費用負担については、別紙1「リスク分担表」に記載しています。

また、指定管理者の故意又は過失により生ずる賠償責任に対処できるよう賠償能力を確保するため、適切な保険に加入してください。

6. 利用料金

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制を採用し、指定管理者の収入とします。

利用料金は条例第9条第2項の範囲内の額とし、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとします。

7. 自主事業

指定管理者は、自主事業を計画し実施することができます。

ただし、広場、駐車場への出店等については市長の承認が必要です。

8. 応募資格

(1) 応募者の資格等

指定期間中、安全かつ円滑に総社市砂川公園を管理運営できる地域住民で組織された法人その他団体（以下「団体等」という。）とし、総社市内に事業所又は事務所を有する団体等とします。

(2) 欠格事項等

次に該当する団体等又はその代表者は、応募者になることはできません。

- ① 法律行為を行う能力を有しないもの

- ② 破産者で復権を得ないもの
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- ⑤ 本市における指定管理者の指定手続において、その公正な手続を妨げたもの又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したもの
- ⑥ 総社市税及び消費税・地方消費税を滞納しているもの
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体

9. 募集要項等の配布

(1) 配布期間

平成27年10月9日（金）から平成27年11月6日（金）まで
（ただし、土曜日及び日曜日、祝日を除く）

(2) 配布時間

午前9時から午後5時まで

(3) 配布場所

総社市役所建設部都市計画課都市計画係（総社市役所西庁舎1階）

10. 公募説明会及び施設見学会

応募方法、応募書類、指定管理業務等についての公募説明会及び施設見学会を開催します。**応募予定者は必ず参加してください。**（施設見学会への参加は任意とする。）

参加希望者は平成27年10月23日（金）までに都市計画課までご連絡ください。

(1) 日時

平成27年10月26日（月）午前9時から

(2) 場所

総社市役所西庁舎1階 101会議室（公募説明会終了後砂川公園に移動します。）

(3) その他

公募説明会及び施設見学会の参加人数は、1団体2名までとする。

11. 質問事項等

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 提出期限

平成27年10月28日（水） 午後5時到着分まで

(2) 受付方法

質問書（様式不問）を電子メール、ファックス又は郵便で送付してください。

(3) 回答方法

応募者全員に、電子メール又はFAXで回答します。

12. 応募の方法

(1) 応募受付期間

平成27年10月30日（金）から平成27年11月6日（金）まで
（ただし、土曜日及び日曜日を除く）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 受付場所

総社市役所建設部都市計画課都市計画係（総社市役所西庁舎1階）

(4) 受付方法

受付場所へ持参ください。（收受の確実性を確保するため、郵送等での受付はいたしません。）

13. 応募書類等

(1) 提出書類

- ① 指定管理申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書
- ③ 収支計算書
- ④ 定款，寄付行為，又は規約その他これらに類する書類
- ⑤ 登記簿謄本（法人の場合に限る）
- ⑥ 印鑑証明書（申請書提出日において，発行から3ヶ月以内のもの）
- ⑦ 法人等概要書
- ⑧ 管理運営費提案書
- ⑨ 欠格事項に該当しない旨の誓約書
- ⑩ 納税証明書（この要項の配布以降に交付されたもの）
 - ・税目は，法人税（国税），消費税及び地方消費税，住民税
- ⑪ 経営状況を説明する書類
 - ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
 - ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
- ⑫ その他の書類
 - ・提出をすることができない書類がある場合は，理由を記載した申立書

(2) 提出部数

原本1部、副本7部（コピー可）の合計8部。

(3) 注意事項

- ・共同企業体での応募の場合⑥から⑨の書類については、その構成員である団体のものを含みます。
- ・提出書類に不備がある場合は受理しません。
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

14. 選考の方法

選定委員会において、提出書類の審査及び面接（プレゼンテーションを含む。）により選考します。応募者の中から第1位と第2位を決定し、第1位を優先交渉権者とし、3位以下については順位をつけません。

15. 選定の基準

- (1) 施設の適正な管理運営のための基本的な考え方が明らかであること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みであること。
- (4) 施設管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) その他詳細については、別紙2「総社市砂川公園指定管理者選定基準書」を参照ください。

16. 選定結果のお知らせ

応募者全員に対して、選定結果に選定理由を付して文書で通知します。
また、ホームページにも掲載します。

17. 協定の締結

優先交渉者と管理運営の詳細について協議を行い合意に至った場合、仮契約を締結します。優先交渉者と合意に至らなかった場合、第2位の候補者と協議します。
仮契約後、総社市議会において指定管理者の指定の議決を経て本協定を締結します。

18. その他注意事項

(1) 共同企業体による応募

共同企業体を結成して応募を行う場合は、応募に関する事務を全て当該企業体の代表者を通じて行ってください。また、総社市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同企業体全ての構成員に対して行ったものとみなします。

(2) 重複応募等の禁止

ひとつの団体等が複数の応募をすることはできません。また、ひとつの団体等が複数の共同企業体に加わることもできません。

(3) 応募に関する費用分担

応募に関する費用は全て応募者の負担とします。

(4) 応募書類の著作権について

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、総社市は選定結果の公表等に必要な場合は、応募書類の内容を使用できるものとします。

また、総社市情報公開条例に基づき、応募書類の内容について開示請求があった場合は、応募者と協議の上、応募者の競争上の地位を侵さない範囲で公開するものとします。

(5) 応募書類の取扱い

総社市が受理した応募書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

(6) 応募書類の変更

一旦総社市が受理した応募書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容の変更は認めません。

19. 問合せ先

総社市建設部都市計画課都市計画係

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

電話：0866-92-8302

Fax：0866-92-8383

E-mail：tokei@city.soja.okayama.jp